

第16回口頭弁論、報告集会の報告

1. 第16回口頭弁論

- (1) 2020年1月16日(木) 14時～14時30分
- (2) 奈良地裁101号法廷(大法廷、傍聴席70) 裁判官：島岡大雄氏
- (3) 原告弁護士：佐藤 真理、安藤 昌司、星 雄介、今治 周平、松本 恒平の各弁護士
- (4) 被告弁護士：4名
- (5) 原告席 着席者3名、傍聴者67名(兵庫、大阪、名古屋からも参加)
- (6) 裁判官による、弁論更新手続き実施(今回より合議体審理)

提出準備書面などの確認

原告提出書面

- ・原告準備書面(26) 1月14日提出
- ・書証 甲248号証～甲265号証提出
- ・証拠説明書(28) 1月10日提出
- ・証拠説明書(29) 1月14日提出

被告提出書面

- ・被告準備書面(6) 1月14日提出

(7) 原告意見陳述(原告準備書面(26)) 佐藤 真理 弁護団長

弁論更新に当たり、これまでの審理、原告側、被告側の主張を総括的に陳述した。

- ① 放送法4条1項各号(以下では4条1項規定と略記する)の義務の法的性質について
 - ・被告は、この義務は放送事業者に対して倫理的義務であり、法的義務ではないと主張している。原告は、4条1項規定は国民の知る権利を充足するための制約であるから、受信契約者に対する関係では、同規定の定める義務は法的義務であると主張してきた。対国家との関係では、倫理的と解すべきである。
 - ・放送行政に鑑みても、放送法を倫理規範と解釈することは無理な法解釈であり、不可能である。
 - ・倫理規範説は総務大臣による不利益処分を念頭に置いている議論である。
- ② 特殊負担金論について
 - ・放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払う継続的な有償双務契約である。受信料は私人間の契約に基づく債権と構成されており、民事訴訟手続きに基づき権利を実現することを要するものである。
 - ・「特殊な負担金」論は誤りである。消費税法において、放送受信料は全額が「対価」として消費税課税対象となっている。また、NHKは自ら、「NHK放送受信規約」第5条において受信料が消費税課税対象であることを認めている。受信料が「特殊な負担金」と解すべき理由はない。
 - ・最高裁大法廷判決(H29年)も特殊負担金論を採用しなかった。そこでは「受信契約の成立には双方の意思表示の合致が必要」と判示した。
- ③ 知る権利について
 - ・放送受信者の権利利益の中心は「知る権利」である。政治的公平性を欠く報道により知る権利が侵され、それによって「公共の福祉」(放送法第1条が定められている)が損な

われることがある。この意味で放送において、「知る権利は」重要である。

- ・ 公共的な争点についての少数者の意見を含む多様な意見が放送を通じて呈示される「公正な言論空間」を保障するのは、「知る権利」を実現することである。放送法 4 条 1 項各号は、「知る権利」の実現という放送事業者が負うべき作為義務を定めた法規範である。
 - ・ 知る権利は、国民が知る権利の行使を通じて国政に参加するに当たり重要な判断の資料を受け取れることを保障するもので、民主制国家の存立の基礎を成す重要な権利である。
 - ・ 最高裁大法廷判決（2017 年 12 月 6 日）が、放送受信契約義務（放送法 64 条 1 項）規定が違憲でないとしたのは、この規定が「国民の知る権利」の保障に資するからであるとしたためである。
 - ・ 原告らは、いろいろな政治課題（社会保障、福祉、女性の権利などなど）について日常的にも、また 2019 年の参議院選挙に際しても、様々な立場から発言し表現の自由を行使してきた。しかしながら、こうした活動の声が NHK のニュース報道などに反映されず、原告らの声や主張が存在することについての国民の知る権利が保障されなかった。原告らは、受信料を支払い、NHK の公共的役割の発揮を期待していたにもかかわらず、期待が裏切られたことに精神的苦痛を被った。原告らは、知る権利の侵害を排除するために、過去の損害賠償だけでなく、放送法遵守義務確認請求訴訟を行っている。
- ④ 放送法遵守義務確認請求訴訟は NHK の自律を保障する訴訟形式である。
- ・ 裁判所の判決も「自律」が保障されるべき放送事業に対する国家介入の一形態であり、放送法遵守義務の確認判決は、NHK に対して何らかの作為を命ずるものではない。仮に NHK の選挙報道が放送法に違反するものであると裁判所が判断しても、それは違反する状態にあったことが裁判所によって判断されただけであって、NHK に対して何らかの作為を命ずるものではなく、NHK は違法状態を解消するための手段を「自律」的に選択できる。
 - ・ NHK が放送法を遵守する義務を負うことの放送受信者からの確認請求およびその確認判決は、放送受信者と放送事業者双方の言論表現の自由保障が要請される放送法という特殊な法領域において、適した訴訟である。
- ⑤ 最高裁大法廷判決は、未解明な論点が多く、多くの宿題を残している。
- ・ 曾我部真裕教授（憲法）の見解
本判決は NHK による契約締結の申し込みだけで契約が成立するとの主張を退け、両者の合意が必要とした。また、本判決は、NHK のあり方に対する異議申し立ての手段としての受信契約拒否や受信料不払いの余地も一定程度残したことになる。
 - ・ 本判決後のジェリスト特集の座談会「NHK 受信料訴訟大法廷判決を受けて」において種々の疑問、課題が提起された。そこでの鈴木秀美教授（憲法学・メディア法）の発言
「国民の知る権利について、表現の自由の保障の中でどういうものなのか、判決の中で説明がなくもう少し踏み込んで論じてほしかった。」「知る権利とはどういう権利なのか、公共放送の担い手としての NHK が、知る権利の実質的充足について、どのような役割を期待されるのかについてももう少し踏み込んでほしかった。」
- ⑥ 公共放送の在り方を国民的レベルで議論することが緊急かつ重要な課題となっている。
- ・ 第 1 の理由は、NHK が政府のトップ人事支配によって「独立性」を脅かされ、政府の「国策放送局」へと変質しかねない事態が進んでいること。
 - ・ 第 2 の理由は、NHK の危機（自主・自律への脅威）が民主主義社会における「公共圏」

の危機、「知る権利」や多元的で多様な言論の自由・表現の自由など、戦後民主主義の基本的価値への脅威と深くつながっていること。

- ・「独立放送規制機構」を持たず、通信・放送行政の権限を直接政府が握っている国は、主要先進国では日本とロシアぐらいである。
- ・2019年参院選では野党4党1会派が13項目にわたる「共通政策」に合意した。その第13番目に「・・・放送事業者の監督を総務省から切り離し、独立行政委員会で行う新たな放送法制を構築すること。」が盛り込まれた。

(8) 被告 NHK の陳述なし

(9) 進行協議

- ① 次回口頭弁論は2月13日(木)10時15分～16時30分
原告側5名の証人尋問を行う。
- ② 次々回口頭弁論は2月27日(木)10時30分～12時00分
5名の原告本人尋問を行う。

2. 裁判報告会 65名参加

(1) 報告 佐藤 真理 弁護団長

- ① 証人尋問5名が採用されたことは異例なことである。
- ② 最高裁判決(2017年12月)は、受信契約の締結強制を合憲としたが、国民の「知る権利」を実質的に充足するための「公共放送」の役割について触れていないことについて、憲法学者から疑問が投げかけられている。
- ③ NHKは最高裁の合憲判決で、大丈夫だろうと高を括っていたのか、当方から応答するよう何度も言ってきたが応答しなかった。しかし今回17ページの準備書面を出してきた。その内容は貧弱なもので、彼らには進歩が見られない。
- ④ その準備書面には、相変わらず、放送法は倫理規定だと書いている。実定法である放送法が倫理規定などありえないというのが稲葉先生の主張で、証人尋問でそのことを厳しく証言してもらうことになる。
- ⑤ NHKがここにきて準備書面を出さざるを得ないということは、それだけ慌てていることが窺える。2月13日の5名の証人尋問が重要になってくる。
- ⑥ 次の2月27日の原告本人尋問も大事で、どういう点で知る権利を侵害されてどのように精神的苦痛を受けているかを語ってほしい。

(2) 証人尋問要点の解説

2月13日 証人尋問を行う弁護団側弁護士が、それぞれ担当する証人への尋問要点を解説した行った。添付資料を参照ください。

以上